

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により岐阜県知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 4 年 10 月 28 日

岐阜県監査委員	林	幸 広
岐阜県監査委員	国 枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴 土	靖
岐阜県監査委員	長 縄	直 子
岐阜県監査委員	南	圭 一

1 令和4年度随時監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

監査対象事務	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの* C	未措置 A - B - C
生産物の出納管理	2	0	1	1

※「今回措置を講じたもの」については、令和4年10月3日に知事から通知があったもの

2 随時監査の結果（指導事項）に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
農業経営課	生産物の処分事務において、専行処分をするに当たり必要な出納員及び収支等命令者の事前の承認を受けていなかったため、今後は適正に処理されたい。	<p>予備監査を受け、生産物の処分事務における専行処分の手続きについて、「岐阜県会計規則」及び「農業経営課（岐阜県就農支援センター）における生産物の会計事務取扱要領」により内容を確認し、出納員及び収支等命令者への承認手続きを行った。</p> <p>今後は、会計員及び専行処分を代行する担当者双方において、年度当初に承認手続きを受けることを確認するよう徹底し、適正な事務処理に努める。</p>